

資金運用取引に関する会計処理等について

昭和60年 7月15日

改正 平成19年 1月15日

日本公認会計士協会

まえがき

本問答集は、昭和60年7月15日に公表されて以来、現在まで資金運用取引に関する実務に対応してきた。この間、MMF（マネー・マネジメント・ファンド）、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）、中期国債ファンド、利金ファンド、FFF（フリー・ファイナンシャル・ファンド）、CRF（キャッシュ・リザーブ・ファンド）などの金融商品が、様々な金融機関において販売され、学校法人の資金運用方法等が変化し、貸借対照表には多様な有価証券が計上されるようになってきている。

このため、本問答集を改正し、これらの会計処理を明確にし、実務の参考に供することとした。

Q 1 資金運用取引の収支に係る資金収支計算書における表示は、純額表示でしょうか、それとも総額表示でしょうか。

A 学校法人会計基準（以下「基準」という。）第5条では、計算書類に記載する金額は、総額をもって表示することとし、ただし書きにおいて純額をもって表示することができる範囲を、「預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出」と定めている。

資金運用取引は、基準第5条のただし書きで純額表示が認められた収入と支出に該当しないため、総額をもって表示することになる。

Q 2 MMF（マネー・マネジメント・ファンド）、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）、中期国債ファンド、利金ファンド、FFF（フリー・ファイナンシャル・ファンド）、CRF（キャッシュ・リザーブ・ファンド）などの金融商品を、支払資金と同様に使用している場合についても、総額表示しか認められないのでしょうか。

A 支払資金は、基準第6条において、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金と定義されている。しかしながら、MMFなどは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、支払資金そのものではないこれらの金融商品を支払資金と同様に使用する場合には、決済取引そのものに利用されることに着目し、支払資金内での資金の受入れ・払出しに準じて、

(借方) 支払資金 (MMF) × × × (貸方) 支払資金 (預金) × × ×

とすることも認められよう。

ただし、この結果、基準第6条で定義される支払資金以外のものが支払資金の当年度末残高となる場合、当該残高については、支払資金から支払資金外への運用取引とし、例えば

(借方) 有価証券購入支出 × × × (貸方) 支払資金 (MMF) × × ×

と仕訳するべきであろう。

Q3 Q2に従って処理し、当年度末残高がある場合、翌年度の処理はどのようなのでしょうか。

A MMFなどの当年度末残高が100あり、翌年度に90を預金に支出し、預金から30の収入があった結果、翌年度末に40残高がある場合には、以下の処理が考えられる。

翌年度初め	(借方) 支払資金 (MMF)	100	(貸方) 有価証券売却収入	100
翌年度中	(借方) 支払資金 (預金)	90	(貸方) 支払資金 (MMF)	90
翌年度中	(借方) 支払資金 (MMF)	30	(貸方) 支払資金 (預金)	30
翌年度末	(借方) 有価証券購入支出	40	(貸方) 支払資金 (MMF)	40

この結果、翌年度末には、有価証券売却収入が100、有価証券購入支出が40計上されている。しかし、これらは、年度初めの有価証券残高を支払資金に繰り入れるため、及び支払資金に準じて処理した有価証券の年度末残高を、支払資金から区分するための処理であり、実際の有価証券の購入又は売却の金額とは異なるものである。したがって、Q2に従って処理した場合、決算時には、

(借方) 有価証券売却収入 40 (貸方) 有価証券購入支出 40

とし、翌年度の資金収支計算書では、結果的に減少した60を有価証券売却収入に計上することになる。

以 上